

「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針(事業譲渡等指針)」(H28.9.1 適用)

事業譲渡等指針のポイント

1. 指針の目的

2000(平成12)年に「労働契約の承継等に関する法律(労働契約承継法)」が施行され、会社分割における労働契約の承継ルールが法制化されましたが、

- 事業譲渡(会社法・民法型の資産譲渡)
- 合併(吸収・新設合併)

については、労働契約の承継を直接規律する法律が存在しませんでした。

このため、労働契約承継法が適用されない組織再編についても、労働者保護の観点から一定の基準を示す必要があるという問題意識が高まったことが本指針制定の背景となっています。

(事業譲渡等指針と労働契約承継法の関係)

項目	労働契約承継法	事業譲渡等指針
対象となる組織再編	会社分割のみ	事業譲渡・合併
法的拘束力	法律	告示(実務指針)
労働契約承継	原則承継(一定の場合同意不要)	個々の労働者の承諾が必須
労働組合対応	明確な規律あり	情報提供や協議の実施を求める指針
労働者保護の仕組み	法制度として整備	法律がない領域を補完

2. 対象となる組織再編

- 事業譲渡(特定承継) → 労働者本人の承諾が必要
- 合併(包括承継) → 労働契約は自動的に承継される

3. 指針が求める基本的な考え方

(1) 労働者の承諾の実質性の確保(事業譲渡)

- 労働者が承継の内容を理解したうえで判断できるよう、十分な情報提供が必要。
- 労働者の不利益につながる不当な圧力や誘導は許されない。

(2) 労使協議の実施

労働者全体の納得性を高めるため、労働組合または過半数代表者との協議が求められる。

(協議事項の例)

- 事業譲渡・合併の背景
- 労働条件の扱い
- 承継される労働者の範囲
- 労働協約の扱い

(3) 情報提供の徹底

労働者に対し、以下のような情報を適切に提供することが求められる：

- 承継の対象となる事業の内容
- 承継後の労働条件
- 承継先企業の経営状況
- 承継される労働者の選定基準

(4) 紛争防止のための対応

労働契約の承継・不承継をめぐる紛争が生じないよう、透明性の高い手続きを行うことが求められる。

4. 指針の一部改正について（令和8年5月25日から適用）

(1) 指針改正の背景

ア 事業性融資推進法(令和6年法52号)の成立

- 令和6年通常国会で成立した「事業性融資の推進等に関する法律」により、企業価値担保権が新設された。
- 企業価値担保権は、不動産担保等に依存せず、事業全体の価値(無形資産含む)を担保として融資できる仕組み。
- スタートアップや無形資産中心企業の資金調達円滑化を目的とした制度。

イ 担保権実行時に労働者保護が重要となる構造

- 企業価値担保権では、債務不履行時に事業譲渡(雇用維持を前提)で担保を換価することが原則。
- このため、労働契約の承継、労働組合との協議、情報提供など、事業譲渡時におけるルール整備が不可欠。

⇒今回の改正は、事業譲渡等指針に新たに「企業価値担保権に関する事項」を追加することが中心となっています。

(2)改正事項の概要

今回の改正は、事業譲渡等指針に新たに「企業価値担保権に関する事項」を追加することが中心です。

ア 管財人に関する規定の新設・拡充

企業価値担保権の実行手続は、裁判所選任の管財人により行われるため、管財人に関する詳細な規定が追加されています。

① 新設された主な内容

- 管財人は裁判所の監督の下で職務を遂行すること。
- 善良な管理者の注意義務を負い、労働者や労働組合を含む利害関係人に配慮する義務。

- 買受人の選定が労働者保護の観点から不適切な場合は解任請求が可能。
- 管財人が注意義務を怠った場合は、損害賠償責任を負う。
- 管財人は、労働組合法上の使用者性を承継し、団体交渉に誠意をもって応じる義務。

② 情報提供義務の明確化

- 労働組合等に対し、労働者の権利行使に必要な情報を提供するように努める。
- 個々の労働者にも必要な情報を提供。
- 事業譲渡の原則(雇用維持)や手続の状況、買受人選定の考え方等について説明することが望ましい。

イ 企業価値担保権の実行(事業譲渡)に関する新ルールの追加

①事業譲渡は「雇用維持」を原則とする旨を明記

企業価値担保権の換価は、
「事業を解体せず、雇用を維持して承継することが原則」
と、従前指針より踏み込んだ形で規定。

②労働契約承継に際し「労働者の承諾」が必要であることを明示

事業譲渡に伴う労働者の承継には、従来どおり個々の労働者の承諾が必要であることを改めて明確化。

③労働組合等との協議の実施を指針上に明記

管財人は、承継予定労働者や労働組合等と事前協議を行うべきと整理。

ウ 会社が行うことが望ましい事項の追加・整理

企業価値担保権を設定し融資を受ける段階で、会社と労働者の意見交換や情報提供を促進する規定が新設されています。

○主な追加内容

- 企業価値担保権の設定時には、
 - 会社の経営課題
 - 事業の方向性
 - 担保制度の概要
 などについて労働者に情報提供することが望ましい。
- 労働組合等への情報提供促進に会社に取り組むことを明記。

エ 企業価値担保権者(金融機関・信託会社)に関する新たな考え方の追加

○使用者性の判断に関する注意喚起(新設)

- 金融機関等が、労働条件の決定に現実的・具体的に影響を及ぼせる場合、労働組合法上の使用者性を有する可能性がある」と明記。
- 単なる担保設定では通常使用者性は認められないが、一定のケースでは使用者性が問題となることを指針上で注意喚起。

■ 従前指針からの変化のまとめ

項目	旧指針	改正後指針
企業価値担保権への応	規定なし	新章として詳細規定を追加
管財人の位置づけ	事業譲渡一般の留意点のみ	裁判所選任・管理者注意義務・団体交渉応諾義務等を明確化
労働者・労組への情報提供義務	一般的努力義務のみ	情報提供の内容・方法を具体化
事業譲渡の原則	雇用維持の考慮を求める程度	「事業解体せず雇用維持」が原則と明記
承継に係る労働者承諾	必要とされていたが明確度低	個々の労働者承諾が必要であることを明文化
金融機関等の使用者性	規定なし	使用者性が認められる可能性を指針に明示
会社の情報提供	明示的規定少	経営課題や事業方向性など情報提供を促す規定を新設

※詳細は、以下を参照ください。

・厚生労働省パンフレット「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」の概要」

(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000135999.pdf?utm_source=copilot.com)

○改正内容について

・厚生労働省 HP「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」の一部改正について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoseisaku/saihen/68297_00001.html)